

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定介護予防支援事業者の指定
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第115条の22第1項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法令所管省庁からの通達に基づいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例(平成26年12月22日条例第88号) ・指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年3月31老振発0331003号・老老発0331016号) <p>(主な基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 平成27年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	毎月10日までに申請があったものを審査し翌月1日に指定を行なう。
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		